

東京経営短期大学 DX ヒューマン・ソサイエティ研究所 規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京経営短期大学 DX ヒューマン・ソサイエティ研究所（英語名「Tokyo Management College DX Human Society Research Laboratory」。以下「本研究所」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本研究所は、研究成果を実教育に還元し、社会実装を試みながらInformation and Communication Technology（以下「ICT」という。）を使いこなす人材の育成プログラムを文系の大学、短期大学、高等学校等に向けて開発することにより、東京経営短期大学（以下「本学」という。）における教育の充実並びに国内外の学術研究及び教育の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本研究所は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) ICT分野及びデジタル科学技術分野の基礎活用研究並びに先端的应用研究に関する事業
- (2) STEAM (Science, Technology, Engineering, Arts, Mathematics) 教育をはじめとする教育分野の研究に関する事業
- (3) ICTによる科学教育をはじめとするDX (Digital Transformation。以下「DX」という。)、VX (Virtual Transformation。以下「VX」という。)教育分野の研究に関する事業
- (4) ICTを高度に活用する教育プログラム及び教材の開発研究に関する事業
- (5) 国内外の大学、短期大学、高等専門学校等の高等教育機関及び研究機関との連携や共同研究に関する事業
- (6) 産学連携による共同研究及び受託研究に関する事業
- (7) 研究所紀要の発行及びICT利用に関する社会的発信に関する事業
- (8) シンポジウムの開催等、研究成果に基づく教育及びその他普及啓発に関する事業
- (9) 高大連携を通じた高等学校の教育活動の支援に関する事業
- (10) その他、本研究所の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 本研究所は、次に掲げる者で構成する。ただし、所長は、必要と認める場合、学長の許可を得て、教職員に関連する業務にあたらせることができる。

- (1) 所長
- (2) 主席研究員
- (3) 研究員
- (4) 客員研究員

- 2 所長は、必要と認める場合、学長の許可を得て、副所長を置くことができる。
- 3 前2項に定める構成員の任期は、1年とする。ただし、欠員により補充された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 構成員は、再任されることができる。

(所長)

第5条 所長は本研究所を代表し、学長の命を受けて、研究所の業務を掌理する。

- 2 所長は、学長の推薦に基づき、理事長が任命する。

(副所長)

第6条 副所長は、所長を補佐し、所長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(DX ヒューマン・ソサイエティ研究所会議)

第7条 本研究所の運営に関する事項を審議するため、DX ヒューマン・ソサイエティ研究所会議（以下「本会議」という。）を置く。

- 2 本会議は、第4条に定める教職員を構成員とする。
- 3 所長は、原則月1回会議を招集し、その議長となる。ただし、所長が必要と認める場合、臨時で会議を招集することができる。
- 4 本会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 5 本会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 議長が必要と認める場合、構成員以外の者を陪席させて意見を求めることができる。
- 7 議長は、本会議開催後3日以内に会議の議事録を作成させ、出席者の中から互選された2名がこれに記名・押印し、事務局総務課に備えなければならない。

(専門委員会)

第8条 所長が本会議の個別テーマを専門的に審議するために必要と認める場合は、学長の許可を得て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、所長が指名する教職員をもって充てる。この場合、所長は、学長の許可を得て、本研究所の構成員以外の者を指名することができる。
- 3 専門委員会の長は、学長の許可を得て、所長が指名する。

(研究員)

第9条 研究員は、学長の推薦に基づいて、理事長が任命する。

- 2 研究員は、研究活動の態様により、次の各号に掲げる区分とする。
 - (1) 主席研究員
 - (2) 研究員
 - (3) 客員研究員

3 主席研究員は、本研究所の教育研究活動について十分な知識及び経験を有し、特定の研究課題について研究又は必要な協力をする研究員であって、次の各号いずれかに該当する者をいう。

(1) 博士の学位を有する者、又は大学において教授職経験者若しくはこれと同等以上の情報、ICT、DX 分野に関する教育研究能力を有する者

(2) 他の大学等の高等教育機関に在籍する研究者又は教員で情報、ICT、DX 分野の教育研究能力を有する者

(3) 他の研究機関等において研究に従事する者で、高度の研究能力を有する者

(4) 企業又は官公庁等において経営又は地域研究に従事する者で、国際科学・教育又は地理分野の研究能力を有する者

4 研究員は、本研究所の教育研究活動に主体的に従事する研究員であって、次の各号いずれかに該当する者をいう。

(1) 本学教員

(2) 研究遂行上、所長が特に必要と認める者

5 客員研究員は、本研究所の教育研究活動に参加し、主幹研究員とともに当該活動に従事する研究員であって、次の各号いずれかに該当する者をいう。

(1) 情報、ICT、DX 分野の教育研究能力を有する者

(2) 研究遂行上、所長が特に必要と認める者

6 研究員の受入期間は、特別の事情がある場合を除き、1 か月以上1 年以内とする。ただし、必要と認める場合、学長の許可を得て、その期間を延長することができる。

7 研究員の研究料は、徴収しない。

8 研究員は、本学の学内諸規則等を遵守しなければならない。

(事務局)

第10条 本研究所の事務は、事務局総務課において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、学長が行う。

附則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。